

これまでのフォローアップ状況と今後の議論にあたっての留意事項等

	これまでのフォローアップ状況	今後の議論にあたっての留意すべき事項、必要な視点
職業紹介事業関係		
①許可・届出制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可手続きについて、ヒアリングにおいては、事業所単位から事業主単位にしたことについては、事業主団体、事業主から事務簡素化になったという肯定的な評価が得られた。 ○ 地方公共団体による無料職業紹介事業の実施、特別の法律により設立された一定の法人による構成員のために行う無料職業紹介事業の実施については、都道府県で見ても約半数で実施されている等、一定程度制度の活用がなされている。 	-
②手数料制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態調査においては、手数料を徴収できる年収700万円超えの科学技術者等から手数料を徴収している職業紹介事業所は、ほとんどないという状況であった。 ○ ヒアリング及び実態調査においては、事業主団体、事業主は、トラブルのもとになる等の理由から、求職者から手数料を徴収できる範囲について、現状維持、経緯を見守りたい等の慎重意見が多くあった。一方、求職者は、より良いサービスを受けられるのであれば等の理由から手数料を払ってもよいとの意見が多いものの、払いたくないという意見も一定程度見られた。 ○ 部会の委員からは、手数料制度について、選択肢として求職者が手数料を払うということもあってもいいのではないかという意見があつたが、拡大しても使われないのでないかという意見や、もう少し様子を見るべきではないかという意見があつた。 現行より更に手数料を徴収できる範囲を拡大すべきという意見はなかつた。 	-
③兼業禁止規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヒアリングにおいては、兼業禁止規制の撤廃について、事業主等から肯定的な評価が得られた。 	-
④保証金	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヒアリングにおいては、保証金の廃止について、事業主等から肯定的な評価が得られた。 	-
⑤職業紹介責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヒアリングにおいては、職業紹介責任者の選任要件を改正したことについて、事業主等から肯定的な評価が得られた。 	-

	これまでのフォローアップ状況	今後の議論にあたっての留意すべき事項、必要な視点
労働者派遣事業関係		
①派遣対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物の製造業務への労働者派遣の解禁に伴い、労働者派遣の利用が一定程度進んでいる状況にある。 ○ ヒアリングにおいて、事業主団体からは、物の製造業務への労働者派遣の派遣受入期間について、1年では短く、撤廃もしくは延長してほしいという意見や、派遣元事業主、派遣先からは1年では使いづらい旨の意見があった。 部会の委員からは、物の製造業務への労働者派遣については、平成19年3月より、派遣期間が1年から3年に延長されることに伴う変化について、今後様子を見ていく必要があるという意見があった。 ○ 実態調査においては、医療関係業務における労働者派遣については、行っている若しくは行う予定としている派遣元事業所が約1割にとどまっており、制度としての考え方は現状維持が最も多かった。 ヒアリングにおいては、事業主団体からは、医療関係業務における労働者派遣について、紹介予定派遣に限らず解禁すべきとの意見があった。 (平成18年4月1日より、育児休業等の場合等における医療関係業務への労働者派遣を可能としたところ。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣対象業務の制限について、どう考えるか。 ○ 「偽装請負」の指導監督の強化について、どう考えるか。
②派遣期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態調査において、期間制限経過時の状況として、一般労働者派遣事業所では約3割、特定労働者派遣事業所では約7割が、派遣のまま継続したという状況であった。 ○ ヒアリングにおいては、派遣期間について、事業主団体から、期間制限の撤廃もしくはさらなる延長をすべきという意見があった。 実態調査において、派遣労働者から、期間制限についてはそのままよいという意見もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期間制限経過時の状況として、派遣のまま継続した事業所が多数存在したことについて、どう考えるか。 ○ 期間制限について、どう考えるか。

	これまでのフォローアップ状況	今後の議論にあたっての留意すべき事項、必要な視点
③派遣労働者への雇入申込義務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態調査においては、派遣受入期間制限の有無に関わらず、大半が雇用契約の申込義務が発生する状況にはなっていなかつた。 　　ヒアリングにおいて、事業主団体から、派遣先では直接雇用の申込義務を回避するため、同一の派遣労働者の就業は3年を超えないように運用するところも増えてきているとの意見があった。部会の委員からは、全体として3年を超えないような運用により雇用の安定にならない結果に一部なっているとの意見や、直接雇用しないように細切れ契約になってきているとの意見があつた。 ○ 雇用契約の申込義務について、実態調査においては、派遣元、派遣先では、廃止や努力義務程度に緩和すべきとの意見が多い一方、派遣労働者では、そのままよいや強化すべきとの意見が多くあつた。ただし、派遣受入期間制限がない業務については、常用雇用者は適用除外にすべきとの意見が一定程度見られた。 　　また、ヒアリングにおいては、事業主団体からは、26業務における雇用契約の申込義務を廃止すべき、特に26業務の常用型の派遣労働者への雇用契約の申込義務を廃止すべきとの意見があり、派遣元事業主からは、26業務における雇用契約の申込義務が一番使い勝手が悪いとの意見があつた一方、派遣労働者からは、派遣期間制限がある業務について、派遣期間を超えて派遣労働者を使用している場合には、直接雇用してほしいとの意見があつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用契約の申込義務について、どう考えるか。 この際、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体として3年を超えないような運用をして、雇用の安定にならない結果になっていること ・ 派遣元に常用雇用されている労働者とそうでない者との区別について、どう考えるか。 ○ 一定期間を超えると、派遣先での期間の定めのない雇用とみなすことについて、どう考えるか。
④紹介予定派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紹介予定派遣により、平成16年度で約1万人が直接雇用に結びついたという実績から見て、紹介予定派遣の制度の活用が図られている。 ○ また、実態調査において、紹介予定派遣における事前面接については、派遣元事業者、派遣先、派遣労働者いずれも、必要とする意見が大半であり、実際に履歴書送付、事前面接、事前訪問も約6～8割で行われているという状況であった。ただし、年齢制限や性別指定についても多く行われているという状況であった。 ○ 紹介予定派遣の派遣可能期間6ヶ月については、実態調査においては、現状維持がもっとも多いが、長くすべき、あるいは短くすべきという意見も一定程度見られた。また、ヒアリングにおいては、事業主団体、事業主からは、新卒の紹介予定派遣については、6ヶ月では短いという意見があつた。 ○ 部会の委員からは、紹介予定派遣での直接雇用における雇用形態が必ずしも正社員ではないことについてどう見るか議論すべきとの意見があつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紹介予定派遣における事前面接について、派遣先による年齢制限や性別指定が多く行われている現状について、どう考えるか。 ○ 紹介予定派遣の派遣可能期間について、どう考えるか。 ○ 紹介予定派遣での直接雇用における雇用形態について、どう考えるか。

	これまでのフォローアップ状況	今後の議論にあたっての留意すべき事項、必要な視点
⑤事前面接等の派遣労働者の特定を目的とする行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態調査においては、事前面接は約2～5割で実施されており、年齢制限や性別指定も同率で実施されているという状況であった。 ○ 事前面接について、ヒアリングにおいては、事業主団体から、雇用のミスマッチの防止という観点から、労働者保護のための一定のルールの下、解禁すべきとの意見があった。実態調査では、派遣元、派遣先、派遣労働者いずれも、事前面接の是非について、認められてよいとする意見が約8～9割であった。その理由は、派遣労働者が派遣先の業務内容を知ることができる旨が最も多く、派遣労働者の能力や人物を選考できるためも多く見られた。 部会の委員からは、派遣労働者から言えば派遣先の雰囲気等について現場を見ておきたいというのは人情であり、よい事前面接と悪い事前面接との違いを切り分ける仕組みは何かないかという意見があつた一方、事前面接は人を特定するため、派遣先に採用に係る決定権を与えることとなり問題だとの意見、事前面接を認めるとそもそも派遣とは何かという話になるとの意見、仕事内容の説明は使用者である派遣元がやらざるを得ないのではないかとの意見があつた。 ○ 部会の委員からは、事前面接等について、それが事前面接、事前打ち合わせ等どのような形態で行われているのか、派遣労働者の希望によるのか派遣元による業務命令なのか等について、不明な部分があるとの意見があつた。また、例えば事前面接で1日拘束されて行ったのに、派遣契約が成立しない、交通費等がもらえないという課題について、何か解決する手段が必要との意見があつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前面接について、実態としては一定程度実施されているということについて、どう考えるか。また、派遣先による年齢制限や性別指定についても、一定程度行われているという実態について、どう考えるか。 ○ 事前面接について、雇用のミスマッチの防止という観点から、労働者保護のための一定のルールの下、解禁すべきという意見や、事前面接を認めるそもそも派遣とは何かということになるとその意見について、どう考えるか。 ○ 事前面接が実態としてどのように行われているのか、事前面接と派遣元との業務命令との関係(事前面接の結果、派遣契約が成立しないという問題を含む)等について、整理をして議論する必要がある。
⑥派遣元事業主・派遣先が講ずべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態調査においては、福利厚生等についての均衡配慮措置、派遣元による教育訓練の機会の確保、派遣先による派遣元が行う教育訓練、能力開発への協力について、大半が行っているとの状況であった。部会の委員からは、具体的に教育訓練がどのように行われているのかという点が重要であるとの意見があつた。 ○ 労働・社会保険について、実態調査においては、事業所、労働者ともにほとんどが加入しているという結果であったが、部会の委員からは、許可申請時に未加入事業所が、その後も加入していないということが現実に起きており、派遣元事業主が罰則規定がなければ進まないと言っているとの意見があつた。 ○ 実態調査において、派遣先の約7割が、派遣労働者を社員に登用する制度がないという状況であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福利厚生等の均衡配慮、教育訓練の実施、労働・社会保険の加入について、その促進についてどう考えるか。 ○ 派遣労働者の均衡待遇について、どう考えるか。 ○ 派遣先における派遣労働者の社員登用制度について、どう考えるか。

	これまでのフォローアップ状況	今後の議論にあたっての留意すべき事項、必要な視点
⑦派遣労働者からの苦情等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態調査においては、派遣契約の中途解除については、派遣元事業所の約2割で見られた。また、派遣労働者の苦情について、人間関係、業務内容、賃金が主な内容として多いという状況だった。さらに、派遣労働者の派遣元に対する要望としては、勤続年数や実力、能力に応じた給与にしてほしいが多かった。 ○ 実態調査においては、派遣労働者の政府に対する要望として、悪質な派遣元、派遣先に対する取締まりの強化が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣契約の中途解除、賃金等に係る労働者からの苦情や要望への対応について、どう考えるか。 ○ 派遣元、派遣先に対する指導監督の在り方について、どう考えるか。
⑧許可・届出手続きの簡素化	許可手続きについて、ヒアリングにおいては、事業所単位から事業主単位にしたことについては、事業主等から事務簡素化になったと いう肯定的な評価が得られた。	-
⑨その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部会の委員からは、労働者派遣法自体が複雑であり、出来る限りシンプルにしていくという方向性がコンプライアンスの観点からも必要なのではないか、実態との乖離がかなりあるのではないかという意味でも複雑だとの意見があった。 ○ 部会の委員からは、派遣という働き方がよい働き方なのか悪い働き方なのか、派遣は非典型労働と言われるが、登録型と常用型のモデルはかなり違うとの意見や、良好な雇用機会なのか、就業形態の多様化の中でどう評価するのか議論が必要との意見があつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣労働という働き方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働は原則不安定な働き方なのか、不安定な部分もある働き方なのか ・ 良好な雇用機会、就業形態の多様化という観点からの派遣労働という働き方について、どう考えるか。